

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和3年9月3日

【開催日】 令和3年9月3日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

【委員外出席議員等】

議長	小野泰
----	-----

【執行部出席者】

建設部長	河田誠	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	泉本憲之	土木課課長補佐兼河川港湾係長	大和毅司
土木課主査兼管理係長	壹岐雅紀		
財政課長	山本玄		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	庶務調査係	岡田靖仁
------	------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第77号令和3年山陽小野田市一般会計補正予算（第10回）について

午後1時30分 開会

中村博行分科会長 それでは定刻になりましたので、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開催いたします。午前中からいろいろな委員会があつてお疲れでしょうが、審査をしっかりとお願いします。それでは議

案第77号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第10回）について説明を求めます。

泉本土木課長 それでは、補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

1 1 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう河川災害復旧費の補正予算について御説明します。令和3年8月11日から8月15日までの秋雨前線豪雨の影響により、8月13日に普通河川高の巢川において河川が被災しました。被災場所は、別添の参考資料を御覧ください。災害発生時の降雨量は、大正川雨量観測局において時間雨量23ミリ、累計雨量319ミリを記録しております。この豪雨において河川護岸が崩壊する被害が発生したため、災害復旧事業を実施するものです。被害の内容は、河川護岸が3か所崩壊しており、総延長約24.5mとなっております。このため、崩壊箇所を河川用ブロック積みで復旧する予定としております。事業名称は、高の巢川河川災害復旧工事、事業費については3節職員手当等と14節工事請負費がありますので、それぞれ説明いたします。最初に職員手当等については、災害復旧事業に携わる職員の時間外勤務手当となり、20万8,000円を増額補正いたします。次に工事請負費については、920万円を増額補正しており、900万円が国庫負担金対象事業費、20万円が単独事業費としております。次に歳入について御説明します。同ページの上段を御覧ください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金について御説明します。公共土木施設災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法により国が3分の2を負担することが規定されていますので、それに相当する600万3,000円が国庫負担となります。次に22款市債、1項市債、10目災害復旧債、1節公共土木施設災害復旧債について御説明します。金額は、人件費分20万8,000円と工事請負費分の299万7,000円を合わせた金額320万5,000円のうち10万円単位の320万円が起債の対象となります。なお、当該年度の起債充当率は、100%となっております。最後に今回の災害に係る国の

災害査定は、10月第2週に予定されています。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

山本財政課長 それでは、この度の補正の歳入のうち一般財源につきまして御説明します。補正予算書は同じく6ページ、7ページです。19款1項1目1節の財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正の財源調整として繰り入れるものであり、20万5,000円を増額しております。なお、この度の補正によりまして財政調整基金の令和3年度末の予算上の残高は31億5,767万8,000円となります。一般財源に係る説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

森山喜久委員 参考資料で被災状況の写真がありますが、被災した場所は、もともとブロック積みの護岸だったのか教えてください。

泉本土木課長 今回被災したところは、もともとブロック積みではなく、土砂による自然ののり面であったものです。

森山喜久委員 3か所とも同じく土砂ののり面でしたか。

泉本土木課長 3か所とも土砂ののり面です。

森山喜久委員 護岸の上はもともとは農地であったように見えますが、現状はどのようなになっていますか。

泉本土木課長 被災している場所は、写真上は農地に見えますが、これは農道になっております。反対側も農地ではなく、河川の護岸となっております。

中村博行分科会長 使われている道路ですか。それとも、もうほとんど使っていない道路ですか。

泉本土木課長 農家の方が農地を管理するために使っておられると思っ
ています。

中村博行分科会長 川の流れをせき止めるなどの状況もあるかと思
いますが、崩れたブロックや土砂は除去しないといけないものでは
ないですか。

泉本土木課長 今のところ、ここは閉塞していないように思いま
す。当然、閉塞していれば事前に撤去することになりますが、今の
状況では大丈夫だと判断しております。

高松秀樹委員 ブロック積みをされるということですが、資料の写
真のような形で施工するということですか。

泉本土木課長 近年、河川用のブロック積みは、生物や植物に優
しいブロックを使用することとなっておりますので、写真は間知ブ
ロックですが、今回は植物などが繁茂できるような河川用のブロ
ックでの施工を考えているところでは

高松秀樹委員 魚や植物に優しいブロックとは、今おっしゃった
ように、藻が付きやすいブロックですか。

泉本土木課長 段々式のブロックになっており、そこに土砂を埋
め戻すようになります。その土砂部分に藻や草等が繁茂するよう
になります。

岡山明委員 公共土木施設災害復旧費の支出対象となるのは、ど
のような範囲の災害ですか。

泉本土木課長 これにつきましては公共施設、いわゆる市道とか河
川とかが当たりますが、最終的には国の災害査定があります。そ
の中で査定を受け

て、国庫補助金負担分が決められます。

岡山明委員　今回は、市が県を通して国に要請したんですね。

泉本土木課長　災害につきましては、雨が降ってから数日以内に県を介して国に報告するようになっております。その報告をしたもの、災害であろうと市が判断したものについて災害査定を受けることとなっております。その災害査定を経て、災害復旧事業ということになります。

岡山明委員　今回の大雨で小松尾が通行止めになっています。これも公共土木施設災害復旧費に当たりますか。

泉本土木課長　今回の小松尾の通行止めは、維持管理上のものになります。維持管理上のものについては、「のみ災」という言い方をしておりますが、災害査定の対象になりません。あくまで市が修繕します。

中村博行分科会長　岡山委員、今回の議案についての審査をしましょう。（「発言する者あり」）

岡山明委員　今回のこととは少し違うんですが、公共土木施設災害復旧費の対象になる要件を説明してください。

泉本土木課長　今回のように河川の護岸が崩れたことによって、今後、河川の維持管理が難しくなるところについては、護岸を復旧し、道路については、崩れることによって道路が完全に通行止め又は通れても広い範囲が破損している場合には、災害復旧事業とします。小松尾は舗装の段差です。そういう舗装等の復旧のみの場合は、先ほど申しましたとおり災害復旧事業に当たりませんので申請しておりません。

恒松恵子委員　河川の復旧までの期間をどれぐらいを見ているか。また、地元

の理解を得ているか教えてください。

大和土木課課長補佐兼河川港湾係長 工事の期間については、基本的に被災から2か月以内に国の査定があります。それを考えると、おそらく10月中に国からの災害査定が行われます。確定したら工事の発注ということになりますが、11月ぐらいから工事の発注に取り組んで、12月ぐらいから工事に入るのではないかと考えております。また、河川ということもあり、水の出ない非出水期という期間内で工事に着工し、完了したいと考えております。

宮本政志委員 実際に崩壊したのが24.5メートルで、ブロックも24.5メートル設置するというので良いんですね。まだ土砂ののり面がずっと続いていると思うんですけど、その辺りは大丈夫か確認されていますか。

大和土木課課長補佐兼河川港湾係長 現地を確認して、既設のブロックは被災していないと判断しております。

中村博行分科会長 既設のブロックの反対側、川の反対じゃなくて、その続きになっているのり面のところはどうですか。

泉本土木課長 災害につきましては、崩れたところのみが対象になってきます。あわせて、先ほど質問がありました部分については、正常な状態と判断しておりますので、今回の事業の対象から外しております。

藤岡修美副分科会長 既設のブロック部分は、今回と同じように災害復旧でしたものですか。

泉本土木課長 かなり過去のものですがそうだと判断しております。

藤岡修美副分科会長 近くに秋山ため池があるんですけども、ここは農業用水路も兼ねているんですか。

泉本土木課長 この辺りの河川は、全て農業用水も兼ねておると思います。

高松秀樹委員 10月の査定が終わった後に入札が行われ、それから、工事期間が11月ぐらいから発注して2か月、その辺をもう一度説明してください。

泉本土木課長 予定としては、10月の第2週目に災害査定を受けることとしております。それから、発注準備をして、11月中旬に入札の準備ができ、入札を行い、工事の期間は約4か月程度を見込んでおります。

高松秀樹委員 結構時間が掛かりますね。

泉本土木課長 仮設道の設置等、準備にも時間が掛かると思っておりますので、4か月程度見込みたいと思っております。

高松秀樹委員 国の査定が入ると工事着手までに結構時間が掛かるんですね。

泉本土木課長 国の査定後に査定用の設計書を市の実施設計書に見直す作業があります。それから、入札を行いますが、これも競争入札なので日数が掛かると思っております。

中村博行分科会長 ほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案77号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第10回）の審査を終了します。それでは、議案56号令和2年度山陽小野田市一般会計年決算審査は全て終了しているんですが、その中で、来年度予算への反映といいますか、そういったことで、産建の委員会から、こういったことはどうだろうかというものがあって、皆さんの合意を得られれ

ば、通常、自由討議でやるんですけど、今回、そんなに厳しかったものがなかったということで、要望があれば言ってもらって、皆さんの合意の下に、そういったものを委員長報告の中で要望したいと思います。ほかに何かありますか。

岡山明委員 まず小規模土木に関する補助は3割なんですけど、これを元の2割に戻していただきたい。（「補助が7割で負担が3割」と呼ぶ者あり）そういうことで、3割から2割に戻してほしいです。

中村博行分科会長 この件について皆様はどうですか。議会報告会ではそういう意見が上がっていましたが、それぞれお考えがまちまちというふうに聞いていますので。

高松秀樹委員 半分賛成、半分反対です。今、藤田市長のスタンスは協創という言葉で表されていると思います。つまり、行政依存一辺倒じゃないというところを考えると、私は地元負担が3割で良いのではないのかと思います。ただし、規模の大きい自治会と非常に小人数の自治会とでは財政規模が違いますね。私が住んでいるところみたいに150世帯ある自治会と20世帯しかない自治会とでその負担割合が一緒では、なかなか小さい自治会でお金が出しにくいところがあります。その辺も踏まえて、行政が制度設計を見直して、小さい自治会でもきちんと小規模土木ができるような制度にしていただければと思います。

藤岡修美副分科会長 高松委員の意見に同感です。ただ、普通の小規模土木を地元が要望するのと違って、例えば突発的な災害などで地元がなかなか負担に応じられない。そういったときの考慮も必要ではないかと思います。

中村博行分科会長 少し整理したいです。突発的な災害が起きたとき、小規模土木で行うんですか。（発言する者あり）

岡山明委員 大きい自治会であっても、事業規模が大きい場合には負担が大きくなります。小規模土木事業がありますが、事業規模によって制度を見直し、例えば中規模土木のようなものをお願いしたいと思います。

中村博行分科会長 新しい事業を作るとのことですか。

岡山明委員 新しい事業で制度自体の見直しを図っていただきたい。事業規模が大きいときには、その自治体の負担もすごく大きくなるため、制度自体を見直していただきたいです。

中村博行分科会長 そこまで大規模な事業が必要になる場合には、別の制度があるのではないですか。小規模土木は200万円までですからね。

岡山明委員 規模自体が大きくなると、小規模土木を継続する形になりますよね。例えば1,000万円掛かる事業だと5年継続になる、それを市が認めてくれれば問題ないんですが、一つの自治会が5年間継続して予算を取ることは、よその自治会に負担を掛けるという状況がある。だから2年継続した時点で、緊急性がなくなったから1年置くということになるかもしれません。それよりも、一括して1,000万円を保障してもらえるような形にしていきたい。中規模土木のような形で一回り大きい事業規模の制度を作っていただきたいです。

中村博行分科会長 上限が200万円じゃない、もっと大きい事業を起こすということですね。

宮本政志委員 今は前年度で受けたものを翌年度中に全部片づけていますね。予算が決まっているので、自治体の負担を少なくすると。件数によっては更にもう1年待っていただく可能性もあるんで、それをどう取るかというところも出てきますね。私は、高松委員と同じ考えで、現状のまま

で、しかし、世帯数によって1世帯当たりの負担が全然違いますから、そこをどうにかクリアしていきましようという方向が良いと思います。

高松秀樹委員 岡山委員が最初に言われた、地元負担3割を2割にしてくれという話と今の話は、まず予算を増やしてくれという話につながるんだと思うんです。やはり予算を増やしていくことは重要なことだと思っています。ただし、そのニーズがどのくらいあるか分からないんです。また、岡山委員の意見と市が進めるRMOとは完全に対立するような雰囲気なんです。おそらく、今後はそういうことも地域で全てやってほしいというところがあるので、議会として慎重に判断すべき部分は確かにあるんじゃないかという気はします。

中村博行分科会長 岡山委員の意見については、早急に今日、結論というわけにはいかないと思います。だから、先ほど高松委員がおっしゃった、自治会の規模に合わせて負担割合を検討してもらうような制度設計の見直しが良いんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに何か別のことで、意見をお願いします。

森山喜久委員 担い手の集積、集約で、特に高齢者の方々の担い手不足ということで、これから法人と高齢者の方々も耕作が厳しくなってくるという状況です。そちらに対する集積、集約とか、行政のフォローとか、体制を整えてもらいたいということを強く言いたいと思います。

中村博行分科会長 確かに推進員にしても事業にしても現状そのままですね。結局、遊休農地が増えたので、結果として査定がゼロになったとかの問題もあるので、農業政策は重要だと思います。今の森山委員の意見については、何かありますか。これも一緒に賛成ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）小規模土木と農業関係とを上げたいと思います。それでは産業建設分科会をこれにて閉じます。

午後 2 時散会

令和 3 年 9 月 3 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 中 村 博 行